

■「資格確認書」に限度区分等を記載することができます

資格確認書の以下①～③の欄については、本人の希望に基づいて、申請により併記することが可能です。

なお、過去に「限度額適用・標準負担額減額認定証」や「限度額適用認定証」が交付されていた方は、①②がすでに併記されていますが、本人の希望により申請していただくことで資格確認書に併記しないことも可能です。

①限度区分、限度区分の発効期日 ②長期入院該当日 ③特定疾病区分、特定疾病区分の発効期日

◆限度区分…医療費が高額になったときの自己負担限度額や入院した時の食事代などの区分を示しており、前年の所得に応じて決まります。資格確認書の表記は下記のとおりです。

限度区分	自己負担割合	対象者
現役Ⅲ	現役並み所得者 3割	住民税の課税所得（注１）が690万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方
現役Ⅱ		住民税の課税所得（注１）が380万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方
現役Ⅰ		住民税の課税所得（注１）が145万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方
一般Ⅱ	一定以上所得者 2割	以下の（１）と（２）両方の要件に該当する方 （１）同一世帯に住民税の課税所得（注１）28万以上145万円未満の被保険者の方がいる。 （２）同一世帯内の被保険者全員の「年金収入＋年金以外の合計所得金額（注２）」の合計金額が ・被保険者が1人の場合 → 200万円以上 ・被保険者が2人以上の場合 → 320万円以上
一般Ⅰ	1割	住民税課税世帯で一般Ⅱに該当しない方
区Ⅱ		世帯全員が住民税非課税であり、区Ⅰに該当しない方
区Ⅰ		世帯全員が住民税非課税であり、以下のいずれかに該当する方 ・世帯全員の所得が0円（注３） ・老齢福祉年金を受給している方

（注１）「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税基準」の額（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）を差し引いた後の金額）であり、確定申告書（所得税）に記載された課税される所得金額とは異なります。

（注２）給与所得がある場合は、給与所得金額から10万円を控除します。

（注３）公的年金控除は80万6,700円（令和7年7月までは80万円）を適用します。給与所得がある場合は、給与所得金額から10万円を控除します。

◆長期入院該当日…直近12ヶ月の入院日数が90日を超える住民税非課税世帯（区Ⅱ）に該当し、申請により認定を受けている方のみ記載できます。

◆特定疾病区分…特定疾病療養受療証をお持ちの方で資格確認書に併記を希望する場合は、申請により記載できます。資格確認書の表記は以下のとおりとなります。

特定疾病区分	認定した疾病名
区分A	人工腎臓を実施している慢性腎不全 （腹膜灌流のみを実施し人工腎臓を実施していない慢性腎不全を含む）
区分B	血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害（いわゆる血友病）
区分C	抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群 （HIV感染を含み、厚生労働省大臣の定める者に係るものに限る。）

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

【住所】〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階

【電話】011-290-5601

浦臼町役場住民課住民係

【電話】0125-68-2112

国民健康保険の方も 後期高齢者医療の方も 資格確認書（資格情報のお知らせ）を郵送します！

現在使用している保険証や資格確認書は、令和7年7月31日で有効期限が満了となり、8月から使用できなくなります。

後期高齢者医療の方は**資格確認書**を、国民健康保険の方は**資格確認書または資格情報のお知らせ**を、簡易書留で郵送いたします。

（受取の際にサインなどが必要になります。）

国民健康保険は世帯ごと、後期高齢者医療の保険証は個人ごとに**7月中旬に郵送しますので、役場に来庁する必要はありません。**

7月末までにお手元に届かない場合は、お手数ですが「印鑑」を持参し、役場住民課住民係へお越しください。

令和7年度の後期高齢者医療の保険料や資格確認書の一斉更新については、「後期高齢者医療制度のお知らせ」をご覧ください。

資格確認書が送付される人と、資格情報のお知らせが送付される人の違いは？

●資格確認書が送付される人

- ・マイナンバーカードを持っていない人
- ・マイナンバーカードは持っているが、健康保険証利用登録をしていない人
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用登録を解除した人
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた人
- ・後期高齢者医療保険の人

資格確認書は、従来の保険証と同様に医療機関で提示して使うことができます。

●資格情報のお知らせが送付される人

- ・マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしている人（マイナ保険証をお持ちの人）

資格情報のお知らせは、自身の健康保険の加入情報を簡易に把握するためのものであり、資格確認書のように、それだけを提示して医療機関で診療を受けることはできません。

マイナ保険証が読み取れない場合などに、マイナンバーカードと一緒に提示することで診療を受けられます。

お問い合わせ 住民課住民係 電話：0125-68-2112

有料広告

ほくもんフリーローン『まねき猫』

ご融資金利 年5.0%、年7.0%、年9.0%、年14.0%
（固定金利・保証料含む）（平成27年4月1日現在）

※ご融資金利は保証会社の審査のうえで決定させていただきます。
※さらにお取引内容によって上記金利より年0.20%優遇いたします。

・ご融資額 500万円以内 ・ご利用期間 10年以内

※融資条件を変更する場合は、手数料がかかる場合があります。

※保証会社の審査によって、ご希望に添えない場合があります。

※詳しくは当金庫本支店窓口にお問合わせください。

他金融機関、クレジット、消費者金融で

ご利用中のローンの**借換もOK**

ふれあいを大切にする

 **北門信用金庫**

<https://www.shinkin.co.jp/hokumon/>

北門信用金庫 浦臼支店 TEL 68-2011